



## 学校で働いてみませんか?

教育委員会では、4月から学校などで働く会計年度任用職員を募集します!

- 職 種**
- ①スクール・サポート・スタッフ
  - ②学習指導員
  - ③司書教諭補助員
  - ④特別支援教育補助員
  - ⑤複式学級解消非常勤教諭
  - ⑥学童保育室指導員
  - ⑦学童保育室補助指導員
  - ⑧さわやか相談員



**応募資格** 【①～⑦】教育に理解があり、子どもたちと直接ふれあい、親身になって支援活動のできる意欲のある方、【⑧】教育に理解があり、親身になって、子どもや保護者の相談を受けることができる意欲のある方

**募集人数** それぞれ若干名

**募集期間** ①～⑦ 1月12日(火)～22日(金)、⑧ 1月12日(火)～2月18日(木)  
※応募状況によって短縮・延長する場合があります。

**申** ハローワークを通じて応募してください。

**問** ①～⑦ 学校教育課 ☎25-5228、⑧ 教育研究所 ☎22-2446

## 安心して住める医療環境を守りましょう!



救急医療や産科医療は昼夜を問わない過酷な医療現場であり、そこに携わる医師・看護師などの医療スタッフが厳しい勤務環境の中で対応しています。

そのため、医療スタッフの不足などにより、医療体制の維持が困難になっている地域もあります。秩父地域も例外ではなく、厳しい状況の中、各医療機関の努力により、医療体制が維持されています。

救急医療のコンビニ受診（日中の一般診療と同じような感覚で救急外来を利用すること）が全国的に問題になっています。医療体制を維持するためには、救急医療や産科医療のことを正しく理解し、適切に受診する心掛けと、皆さんの一人一人のご理解・ご協力が必要です。皆さんで協力して秩父地域の医療を守りましょう!

- かかりつけ医・かかりつけ歯科医をもちましょう
- 熱がある時は電話してから受診（下記の発熱時の記事を参照）
- なるべく通常の診療時間に受診
- 夜間や休日の急病で判断に迷った時は、埼玉県救急電話相談（☎#7119（24時間対応、無休））を利用しましょう（詳細は23ページ参照）
- 妊娠中は妊婦健診を受診

**秩父地域の救急医療体制** 初期救急医療体制と第二次救急医療体制が整備されています。

〈初期救急医療体制〉外来のみで治療できる比較的軽症の患者さんに対応するもので、秩父郡市医師会が運営する休日診療所、在宅当番医制や平日夜間小児初期救急があります。

〈第二次救急医療体制〉急病やケガなどで入院治療が必要になる患者さんに対応するものです。現在は、秩父地域内の3病院が輪番制で受け持っています。

※救急医療の詳細は、23ページ、市☎、秩父郡市医師会☎をご覧ください。

**問** 地域医療対策課 ☎22-2279

## 発熱したとき、どうしよう？

①かかりつけ医がいる方...  
かかりつけ医に電話で相談。※医師の判断により別の医療機関を紹介される場合もあります。

②かかりつけ医がない方...  
お近くの医療機関または埼玉県☎に掲載されている「埼玉県指定 診療・検査医療機関」検索システムで、近隣の医療機関を探して電話で相談。

※「埼玉県指定 診療・検査医療機関」とは、新型コロナウイルスとインフルエンザ両方の診療・検査を行うことができる医療機関です。埼玉県が医療機関を指定し☎で公表しています。

☎が見られない方は【埼玉県受診・相談センター】(23ページ参照)へお問い合わせください。

**問** 秩父郡市医師会 ☎22-0570、秩父保健所 ☎22-3824、市役所地域医療対策課 ☎22-2279



埼玉県指定 診療・検査医療機関 検索システム